

工 事 条 件 書

「神奈川県トラック総合会館大規模改修工事」

令和6年12月6日

一般社団法人 神奈川県トラック協会

工 事 条 件 書

1. 適用

工事条件書は、一般社団法人神奈川県トラック協会(以下「当会」)が発注する「神奈川県トラック総合会館大規模改修工事」(以下「本工事」)において、工事請負契約書に記す「仕様書」の一部である。

2. 費用の負担

(1) 本工事に含むもの

- ① 耐震補強を伴う建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式
- ② 工事中の公共料金（電気・水道・ガス）および工事保険料
- ③ 現場管理事務所の設営および備品等
- ④ 製品検査、各種検査に関わる諸費用（工場検査等）
- ⑤ 工事に係る申請業務一式（申請料他諸費用を含む）
- ⑥ 各法令における各検査手数料の負担
- ⑦ 建物内に残置する備品等の工事に支障がない箇所への移設及び養生

(2) 敷地外工事において、本工事に含むもの

- ① 工事障害物（既設外構境界塀、インフラの切り回し工事等、ならびに申請手続き事務含む）において、現場調査および協議の結果、撤去・復旧・新設が必要なもの。
- ② 工事に使用した道路部分で道路所有者、関係官庁の現場調査、および協議の結果復旧、新設が必要なもの。

(3) 保険

建設工事保険ならびに請負業者賠償責任保険は、請負業者の負担にて付保する。

3. 工事中の対応

(1) 法令の遵守等

- ① 関係法令に充分留意し遵守するとともに、施工に関する一切の責任を負う。
- ② 特許権その他の権利を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負う。
- ③ 建設業法第 22 条を遵守し、一括下請を行わない。

(2) 工事内容の変更

- ① 当会より工事内容の変更の指示を受けた場合は必ずこれに応じ、速やかに対処する。
- ② 上記の場合による工事費の増減額については当会の承認を得なければならないため、速やかに金額を当会が委託する工事監理者（以下「監理者」）に申し出る。
- ③ 工事金額の増減は契約見積単価と同じとする。

(3) 工事担当者

- ① 耐震補強工事、既存建築物改修工事に関し豊富な担当経験を有し、その業務上の特質を理解し対応する能力を有する者とする。（一級建築士若しくは一級建築施工管理技士と同等以上の資格を有すること。）

- ② 担当者リスト（学歴、職歴、資格、資格証明書（写し））を提出し、当会の承認を受ける。ただし、当会は承認後であっても業務担当者が適任でない場合はいつでも人員の変更を求める権限を有し、請負者はこれに従わなければならない。

(4) 品質の確保

- ① 必要箇所については、監理者に自主的かつ主体的に確認を受ける。また、確認を受けずに行ったことについて不備のある場合は、訂正もしくは損害賠償、あるいはその両者を求める権利を当会に有する。
- ② 各工事における業者間の調整を、自主的かつ主体的に行い、その都度、調整事項・決定事項について、当会、監理者の確認を受ける。
- ③ 請負者は、自主検査を徹底するなど、監理者における自主管理確認型監理の趣旨を十分理解し、対応する。

(5) 工事報告書

- ① 各月毎に、工事報告書（工程写真添付）を書面3部とエクセルデータを提出する。
- ② 工事完了時、工事状況報告書として全工程、全工種の工事状況を取りまとめて書面3部とエクセルデータを提出する。

(6) 良好な工事運営のため作成すべき書類

- ① 受注後、速やかに全工種と調整したネットワーク工程表を作成し、当会、監理者の確認を得る。
- ② 工程表の作成に合わせて、総合図、施工図、施工計画書、使用材料の承認までの管理表を作成し、監理者の確認を得る。
- ③ 施工計画書は、予め、各工事種別に工事実施に必要な事項（実施工程表、施工手順および施工要領、請負者、採用メーカー、使用機械のリスト、数量表等）を洗い出し、監理者の確認を得る。
- ④ 工事中に生じる懸案事項は、常にリスト化し、懸案解消の期限を管理する。

4. 工事の条件

(1) 工事時間

基本的な作業時間は、平日8:00～17:00とする。

(2) 工事期間中の施設利用

本工事中は、当会、並びにテナントの施設利用はない。

(3) 仮設事務所、資材置場等

仮設事務所、作業員詰所、資材置場等は、現場着工日以降の本工事中、敷地内及び建物内の利用は可能であるが、設置場所は当会と協議の上決定とし、設置に伴う費用は請負者負担とする。

定例会議の開催場所は仮移転前までの期間は建物内の研修室の利用（会議用の机・椅子含む）は可能であるが、事前に日程調整の上、他に利用が無い日時のみとする。仮移転後は建物内に30名程度の会議が可能なスペース及び什器（机・椅子・冷暖房設備等）を設置すること。費用については請負者負担とする。

作業員用仮設トイレは、現場着工日以降の本工事中、トイレ改修着手前で工事に支障のない期間は既存トイレの利用は可能とする。仮設トイレは敷地内に設置可能であるが場所は当会と協議の上決定とし、設置に伴う費用は請負者負担とする。

(4) 駐車場

作業員等の通勤用駐車場は、現場着工日以降の本工事中、駐車場床改修着手前で工事に支障のない期間は敷設内の駐車場利用は可能である。利用可能な車両は車高(2.3m 以下)に制限がある。台数が不足する場合や駐車場内に進入できない車両用など必要となる駐車場は請負者の負担にて工事敷地外に借りて設置すること。周辺道路への駐車は禁止とする。

(5) 昇降機

現状の昇降機 2 台は改修対象ではないため、工事での利用は可とする。ただし、適切に養生し、定期検査等の費用、仮設電源への接続等費用は請負者負担とする。工事利用によって汚損や破損、故障等が発生した場合の補償責任は全て請負者が負うものとする。

(6) 残置物

本工事中、建物内に残置するソファ・大型テーブル・大型モニターなどの備品は当会と協議の上、請負者にて工事に支障がない場所へ適宜移設し、養生・保管の上、工事完了後に復旧すること。

5. 請負者としての責務

(1) 近隣対策・補償等

- ① 条例・指導要綱および行政指導などに基づく役所等への届出は、請負者が責任を持って対処する。
- ② 工事内容の詳細説明、案内・スケジュール調整・対応は、請負者が責任を持って対処する。
- ③ 工事中の騒音、振動、家屋破損等の被害処理については、全て請負者の責任でこれに対処する。
- ④ 工事車両の駐車、出入等の適正な配備、道路清掃、警備員配置、施工区域内への一般人の進入防止策についても請負者の責任において対処する。万一、近隣建物および一般人等に被害を与えた場合の補償責任は請負者が全て負うものとし、工事関係者が被った被害についても同様とする。
- ⑤ 騒音・振動が伴う作業については、施工方法、使用機材等を検討し低騒音、低振動での計画とする。

(2) 仮設工事

- ① 関係諸法規を遵守し、工事に便利のように仮設足場を設置する。
- ② 外部足場設置に伴う隣地の一部借用は関係各所と協議の上で可能とするが、設置前に計画内容を当会及び隣地側の関係者へ説明し承諾されたものとする。隣地借用に伴い隣地内や建物に汚損や破損が生じた場合の補償責任は全て請負者が負うものとする。
- ③ 工事中の汚損、破損の恐れのある箇所は、適切な方法で養生する。
- ④ 工事中の転落・墜落の恐れのある箇所は、適切な方法で災害防止施設を設ける。また、工事期間中は警備員を常駐とする。
- ⑤ 工事場内外は、毎日清掃片付、残材処分を行い、常に整理整頓された状態とする。
- ⑥ 工事中仮設電源は、請負者にて契約切替の上、工事に使用する仮設照明・電動工具・既存昇降機等に電源を供給する。契約切替に関する手続きや申請は請負者にて行い、費用についても請負者負担とする。
- ⑦ 電気工事による停電を伴う期間は、排水ポンプ等の電源を上記仮設電源から供給し、雨水対策を行うこととする。

(3) 資材等の搬出入について

道路使用を伴う資材の搬出入は、請負者の負担にて関係各所と協議を行い、近隣への事前通知の上実施する。

(4) 騒音・振動・臭気を伴う工事について

近隣に影響のある騒音・振動・臭気を伴う工事については事前に説明の上実施する。

(5) その他

- ① 当該敷地内に立ち入る作業関係者は全員、請負者で準備した腕章をつけ、作業関係者であることが明らかであるようにする。
- ② 近隣への安全対策には十分注意し、工事に関わる要望、苦情や損害賠償等については、請負者が責任を持って迅速で誠意ある処置を講ずる。
- ③ 「建設リサイクル法」に基づき工事によって発生する建設廃棄物の分別解体等および再資源化を促進する為の計画を工事開始7日前までに神奈川県知事に報告する義務があるので、工事着手前に書面をもって報告する。また、工事における建設廃棄物の分別解体等および再資源化が完了したときは書面をもって報告する。
- ④ 本工事見積書作成のために配布した資料は、当会の許可なく公表及び使用はできない。

以上